

第 2 回 定 例 会

令和 3 年度 予算案 関係 資料

茨 城 県

目 次

令和3年第2回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
令和3年度6月補正予算案の概要	
1 基本的な考え方	(2)
2 補正予算の規模	(2)
3 主な事業	(2)
4 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(4)
5 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(5)
条例その他の議案の概要	(6)
報告事項	(11)

予 算	1 件	(一般会計 1 件)
条例その他	1 2 件	(条 例 1 1 件 その他 1 件)
報 告	1 件	(専 決 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

令和3年第2回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和3年度茨城県一般会計補正予算(第2号)

(条例その他)

- 1 茨城県県税条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 4 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例の一部を改正する条例
- 6 生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 8 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 9 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 10 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例
- 11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 12 県有財産の売却処分について

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

令和3年度6月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や県内産業等への支援などに必要な予算の計上について、スピード感をもって対応するもの。
- ・ 今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金を充当した。

2 補正予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 A	今回補正予算 B	補正後 計 A + B
一般会計	1,324,589	2,162	1,326,751

特別会計・企業会計に係る補正予算なし。

<参考1> 一般財源基金の予算計上額等 (単位：百万円)

繰入金	1,000
残高	52,058

<参考2> 新型コロナウイルス感染症対策予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 a	今回補正予算 b	合計 a+b
一般会計	191,471	2,162	193,633

(注意) 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。

3 主な事業

- | | |
|--|-------|
| (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等 | 675 |
| ・ 感染症予防医療法施行事業 | 675 |
| (感染拡大地域に対する積極的PCR検査の実施、ワクチン接種に係る医療従事者確保支援) | |
| (2) 県内産業等への支援 | 487 |
| ・ いば旅あんしん割事業 | 487 |
| (感染症検査付き宿泊旅行商品を造成する県内宿泊施設等に対する支援の拡充) | |
| (3) 今後への備え | 1,000 |
| ・ 予備費 | 1,000 |



感染症予防医療法施事業

【R3.6月補正予算額 675百万円】

保健福祉部感染症対策課感染症企画調整室(029-301-5134)
予防・対策G(029-301-3219)
同 医療局薬務課ワクチンチーム(029-301-5294)

新型コロナウイルス感染症の早期収束に向けて、新たな検査体制を構築するとともに、市町村に対してワクチン接種における医師・看護師等を確保するための費用を補助します。

新たな検査体制の構築 (294百万円)

1 事業概要

- ・ 県民の安心獲得と感染者の早期探知を図るため、感染が拡大している地域に対する積極的なPCR検査を実施



2 検査対象(例)

- ・ 感染拡大市町村のうち、特に感染者を多数確認している地域の住民等

新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業 (381百万円)

1 事業概要

- ・ 時間外・休日に集団接種会場へ医師等医療従事者を派遣する医療機関に対し、当派遣元が負担する人件費等を市町村を通じて補助



2 補助上限額(1人1時間あたり)

- (1) 医師：7,550円 (2) 医師以外の医療従事者：2,760円



いば旅あんしん割事業

【R3.6月補正予算額 487百万円】

営業戦略部観光物産課誘客営業G(029-301-3622)

「新型コロナウイルス感染症の検査」と「旅行」を紐付けた支援制度の対象期間を延長するとともに、内容を拡充し、宿泊旅行需要の回復を図ります。

1 事業概要

- ① 支援対象：旅行日の1週間以内に検査(抗原定量検査またはPCR検査)を受診した県民に限定
- ② 支援内容：県内の宿泊旅行を割引支援(同一旅行で2泊分まで)

2 拡充内容

- ① 地域クーポン券の発行(発行額：1人泊当たり2千円、有効期間：宿泊日及びその翌日)
旅行期間中に地域の土産店、飲食店等で利用できるクーポンを発行
- ② 支援額の拡充
3千円以上6千円未満の割引区分を追加

宿泊旅行料金 (1人泊当たり)	支援内容(1人泊当たり)	
	割引支援額	(新規)クーポン券
1万円以上	1万円	2千円
6千円以上1万円未満	6千円	2千円
(拡充) 3千円以上6千円未満	3千円	2千円

- 3 実施時期(コロナNextステージⅡ以下で、感染が一定程度抑制されている場合に実施)
期限は12月31日宿泊分まで、8月31日までの予約分が対象

※総事業費：1,025百万円 [内訳] 4月補正額：111百万円、今回補正額：487百万円、繰越事業：427百万円

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	360,678	-	360,678
地方消費税清算金	124,169	-	124,169
地方譲与税	35,121	-	35,121
地方特例交付金	2,300	-	2,300
地方交付税	186,830	-	186,830
交通安全対策特別交付金	731	-	731
分担金及び負担金	8,226	-	8,226
使用料及び手数料	17,647	-	17,647
国庫支出金	201,347	1,162	202,509
財産収入	1,733	-	1,733
寄附金	109	-	109
繰入金	41,085	1,000	42,085
繰越金	5,000	-	5,000
諸収入	175,895	-	175,895
県債	163,911	-	163,911
計	1,324,589	2,162	1,326,751

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,685	-	1,685
総務費	46,998	-	46,998
企画開発費	10,918	-	10,918
生活環境費	14,585	-	14,585
保健福祉費	265,443	675	266,118
労働費	2,676	-	2,676
農林水産業費	48,378	-	48,378
商工費	194,885	487	195,372
土木費	103,616	-	103,616
警察費	64,184	-	64,184
教育費	270,967	-	270,967
災害復旧費	988	-	988
公債費	146,439	-	146,439
諸支出金	150,827	-	150,827
予備費	2,000	1,000	3,000
計	1,324,589	2,162	1,326,751

条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(税務課)</p> <p>茨城県県税条例の一部を改正する条例</p> <p>地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 地方税法の一部改正に伴う改正</p> <p>(1) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が電磁的記録等で帳簿を備付け及び保存をする際の知事の承認の廃止</p> <p>(2) 新たに創設される特定卸供給事業に係る法人事業税の税率の設定</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p style="text-align: right;">(施行日 令和4年1月1日外)</p>
<p>(税務課)</p> <p>茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 課税免除範囲の拡大</p> <p>(1) 課税免除の対象業種 「情報サービス業等」を追加</p> <p>(2) 課税免除の対象となる設備投資設備の改修、修繕等を追加</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>
<p>(県北振興局、財政課、福祉指導課、住宅課)</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、関係条例を一括整備しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>用語の整理 「過疎地域自立促進特別措置法」 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」等</p> <p>(参考) 改正条例 (3 条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県資金積立基金条例 ・茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例 ・茨城県県営住宅条例 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容
<p>(生活文化課)</p> <p>茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>付属設備の追加に伴い、利用料金について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>オンライン配信設備セットを利用料金に追加</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(感染症対策課)</p> <p>茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症として位置付けられたことに伴う引用規定の整備</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(福祉指導課)</p> <p>生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切なハラスメント対策の義務化 2 感染症の予防及びまん延の防止等に係る取組等の義務化 3 その他所要の改正 <p>(施行日 令和3年8月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(障害福祉課、青少年家庭課)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例を一括整備しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者等における電磁的記録による諸記録の作成及び保存等に係る規定の追加 2 利用者等への電磁的方法による説明、同意等に係る規定の追加 3 その他所要の改正 <p>(参考)改正条例(10条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・社会福祉法に基づき婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年7月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(道路維持課) 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動運行補助施設に係る占用料の追加 (主なもの)水戸市所在の場合 ・自動運行車の運行を補助する電磁誘導線等 3円(1メートルにつき1年) 2 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>
<p>(道路維持課) 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車通行帯及び歩行者利便増進道路に係る技術的基準についての規定の整備 2 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>
<p>(高校教育課) 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例</p> <p>県立中学校の新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>県立高等学校改革プラン実施プラン 期(2020~23)(第1部)に基づき、併設型県立中学校(2校)を新たに設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下妻第一高等学校附属中学校(下妻市下妻) ・水海道第一高等学校附属中学校(常総市水海道亀岡町) <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年7月1日)</p>
<p>(交通規制課) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>視覚障害者の移動等の円滑化に資する装置に係る規定を信号機に関する基準に追加</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容
<p>(港湾課)</p> <p>県有財産の売却処分について</p> <p>事業用地として、那珂郡東海村大字照沼字渚 768 番 40 ほか 1 筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂郡東海村大字照沼字渚 768 番 40 ほか 1 筆 ・ 土地 20,000.30 m² <p>(2)売却予定価格</p> <p>464,006,960 円</p> <p>(3)売却処分先</p> <p>東京都中央区晴海一丁目 8 番 8 号 東洋埠頭株式会社 代表取締役 原 匡史</p>

報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>（警務部監察室） 和解について （令和3年5月6日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 令和元年11月25日（月）午後1時55分頃 (2)事故発生場所 つくば市竹園3丁目1番地204地先県道上 (3)事故概要 小型乗用自動車を運転して出張途中、前方注視を怠り進行し、信号で停止していた軽乗用自動車に追突、弾みで軽乗用自動車が前方に停止していた普通乗用自動車に追突した事故（つくば中央警察署所属） (4)損害賠償額 6,564,854円 （全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払）</p>
<p>（総務課） 和解について （令和3年5月7日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 令和元年12月23日（月）午後2時55分頃 (2)事故発生場所 水戸市笠原町1978番地の1地先県道上 (3)事故概要 小型乗用自動車が出張途中、右折レーンから相手側Bの車両が急な進路変更をして県有車の前に割り込んできたため、職員が左側へ回避したところ、相手側Aが運転する車両と衝突した事故 (4)損害賠償額等 損害賠償額 1,869,366円 （全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払） 損害賠償請求額 59,158円</p>